

## Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ 税理士法人

2025 年 1 月 6 日

### OECD による第 1 の柱・利益 B に係るファクトシート及びプライシング自動化ツールの公表と、米国における利益 B に係る Notice の公表について（2024 年 12 月）

#### Executive Summary

- 2024 年 12 月 19 日、OECD/G20 の BEPS 包摂的枠組み（以下「包摂的枠組み」）は [ウェブサイト](#)において、第 1 の柱・利益 B に関するファクトシート及びプライシング自動化ツールを公表した。
- [ファクトシート](#)は、納税者及び税務当局が利益 B 制度を適用する際にとるステップを含む、利益 B 制度の仕組みに係るハイレベルな概要を提供している。
- [プライシング自動化ツール](#)は、最小のデータ入力によって利益 B 制度の対象となる検証対象法人が稼得するリターンを自動計算する目的で開発された。
  - 価格決定マトリクスや各種の調整機能の適用に関連するデータポイントの変更を反映するため、本プライシング自動化ツールは年次で更新される
- 各国は 2025 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度の適格取引について、利益 B 制度の簡素化・合理化アプローチ（Simplified and Streamlined Approach：以下「SSA」）を適用することが選択可能であるが、多くの包括的枠組みのメンバー国が現在も検討中である。
- OECD は、利益 B 制度を導入することを公式に確認した国のリストを、その採用日を含めて作成する。当該リストは OECD の [ウェブサイト](#)上で管理され、各国の正式発表に伴い定期的に更新される。
- OECD は、2025 年 2 月 11 日に利益 B に関して、プライシング自動化ツールのデモンストレーションを含む最新の進展について、技術的なウェビナーを開催する。
- 米国では 2024 年 12 月 18 日付で [Notice](#)（米国内国歳入庁ウェブサイト（英語））が公表され、2025 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度の適格取引において、納税者が選択すれば利益 B 制度の SSA を適用可能であるとされた（セーフハーバールールとして）。

## 1. OECD/G20 の BEPS 包摂的枠組み第 1 の柱・利益 B に関連したアップデート

2024 年 12 月 19 日、OECD/G20 税源浸食と利益移転に関する包摂的枠組みは、利益 B に関する 2 つの資料を公表した。利益 B とは、2025 年 1 月 1 日以降、独立企業原則の適用を簡素化・合理化することを目指す、移転価格における基本的なマーケティング・販売活動への新たなアプローチである。該当する販売活動を行っている企業は、規模にかかわらず利益 B の対象となる可能性がある。利益 B は、包摂的枠組みが開発している国際課税改革の「2 本の柱」アプローチに基づき、利益配分に関する第 1 の柱パッケージの一部を構成する。

2024 年 2 月の包摂的枠組みの報告書（以下「2024 年 2 月報告書」）では、利益 B の中核となるルールが示され、2024 年 6 月には補足ガイダンスが公表された。

今回公表された資料は以下のとおりである。

- (1) ファクトシート：企業や税務当局が利益 B を実施するために取るべき手順を含め、利益 B の仕組みの概要を説明している。
- (2) プライシング自動化ツール：入力データに基づき、検証対象企業の利益 B による利益率を自動的に計算するように設計されている。

包摂的枠組みは、対象となる基本的なマーケティング・販売活動への独立企業原則の適用を簡素化・合理化するために利益 B のアプローチを開発した。この SSA では、利益 B に関する対象範囲の基準、価格設定の方法、文書化、及び税務の確実性に関する考慮事項が規定されている。

### (1) ファクトシート (Fact Sheets)

ファクトシートでは、2024 年 2 月報告書に記載されている利益 B の中核となるルールの概要を分かりやすく説明している。主な内容は次のとおりである。

#### ■ ステップ 1：対象範囲の特定 (Step 1 Scoping)

利益 B 制度の対象となる取引を特定し、利益 B で定義された定性的及び定量的な対象範囲の基準を満たしているかどうか（適格取引かどうか）を評価する。

#### ■ ステップ 2：価格決定

3 段階の利益 B 価格決定フレームワークを用いて、対象となる取引の売上高営業利益率（Return on Sales：以下「ROS」）を決定する。

- 価格決定マトリクス（Step 2-1 Pricing Matrix）：関連する業種グループと要素集約度を特定し、基準となる ROS を決定する。
- 営業費用クロスチェック（Operating Expense Cross Check：以下「OECC」）（Step 2-2 Operating expense cross-check）：価格決定マトリクスから導き出された営業利益を営業費用と比較することで裏付ける。営業費用利益率が事前に定義されたキャップ・アンド・カラーの範囲外にある場合は、調整が行われる。
- データ入手可能性メカニズム（Data Availability Mechanism：以下「DAM」）（Step 2-3 Data Availability Mechanism）：潜在的比較対象企業データが不十分で、当該国・地域が「高リスク」とみなされる場合、ROS に上方調整を適用する。

### (2) プライシング自動化ツール (Pricing Automation Tool)

プライシング自動化ツール<sup>1</sup>は、適格取引の ROS 計算を自動化するために、包摂的枠組みによって開発された。このツールは、基本となる価格決定マトリクスに基づく計算や、OECC と DAM に基づいた必要な調整を含め、現地財務諸表のデータ入力に基づいて ROS を自動的に計算する。

---

1 今回のプライシング自動化ツール公表により、対象範囲特定（Scoping）のために必要な財務データと、最終的な ROS 決定のための価格決定マトリクス、OECC、DAM の適用に必要な検証対象企業の財務データは、全て過去 3 年分のデータであることが確認された。つまり、X-1、X-2、X-3 年のデータを用いて、価格決定マトリクス、OECC、DAM の 3 段階の計算が行われ、X 年における最終的な ROS と±0.5%の Acceptance range が決定する。企業は、X 年の法人税申告において、X 年の実績 ROS が Acceptance range に入っているか検証する。

プライシング自動化ツールは、Microsoft Excel ファイルであり、使用方法等を示す英仏言語インストラクションのタブ（READ ME (EN)/(FR)）に加え、以下のような複数のタブで構成されている。

- 対象範囲のための入力（1 Inputs for scoping）：財務情報を入力すると、スプレッドシートは対象範囲の定量基準を満たしているかどうかを示す。基準を満たしていない場合、企業は利益 B の SSA を適用できない。
- 価格設定のための入力（2 Inputs for pricing）：検証対象企業の適格取引に係る詳細情報（例：財務データ、業種グループ）を入力する。
- 自動計算（3 Automated Calculations）：最終的な ROS 結果に至るまでの各ステップの詳細が示される。

OECD は、プライシング自動化ツールのデモンストレーションを含め、利益 B に関する最新の動向について、2025 年 2 月 11 日に技術的なウェビナーを開催することを予定している。

## 2. 各国の動向

各国・地域は、2025 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度の適格取引に利益 B の SSA を適用できる。継続的な課題として、各国・地域が利益 B をどのように、いつ実施するかという点が認識されている。包摂的枠組みへの参加国・地域は、税務紛争解決を含め、税務執行能力の低い国・地域が利益 B を採用した場合、その結果を尊重することを約束している<sup>2</sup>。OECD の提案では、各国・地域は、利益 B 制度に係る採用の有無を選択し、採用する場合には、自国・地域の対象となる販売会社に利益 B を義務付けるか（いわゆる強制適用）、企業が選択して使用できるオプション（いわゆるセーフハーバールール）として採用することができる。

米国では財務省及び IRS が 2024 年 12 月 18 日付で [Notice](#)（IRS ウェブサイト（英語、PDF））を公表し、2025 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度の適格取引において、納税者が選択すれば利益 B 制度の SSA を適用可能であるとしている（セーフハーバールールとして）。また、特筆すべき点として、OECD が想定しているものとは異なり、米国の当該セーフハーバールールは、米国法人がサプライヤーで外国法人が検証対象となるアウトバウンドの適格取引にも適用可能であるとしている。アウトバウンドの適格取引への SSA の適用は、外国法人が所在する国における利益 B 制度の導入有無とは無関係であるとされている。加えて、米国財務省及び IRS は、2025 年 3 月 7 日を期限として、利益 B 制度の SSA を強制適用とすべきかどうかを含めた 4 点について、コメントを求めている。また、OECD レベルでの更なる進展に対応するための更新を含め、利益 B の米国での実施に関する更なる規則が発行されることも規定している。

一方、日本においては [与党令和 7 年度税制改正大綱](#)（自由民主党ウェブサイト（PDF））にもあるとおり、利益 B 制度を当面は導入せず、引き続き利益 B 及び第 1 の柱に係る国際的な議論の進展や各国の動向を注視するものと考えられる。また、他国が利益 B を導入する場合には、2024 年 2 月報告書の政治的コミットメントを反映し、現行法令及び租税条約の下、国際合意に沿って対応するとのことである。

包摂的枠組みの全ての国・地域が、利益 B の原則と SSA に賛同しているわけではなく、例えば、インドは 2024 年 2 月報告書において利益 B 制度に対して多くの留保を表明した。また、オーストラリアとニュージーランドは、国内の販売会社には利益 B 制度に基づく SSA を導入しないという見解を表明している。

一方、アイルランドとオランダは、税務執行能力の低い国・地域における利益 B の SSA 実施を支援するという政治的コミットメントを満たすために、国内法を改正する方向性である。英国政府は、2024 年 10 月に公表した法人税ロードマップの中で利益 B への全般的な支持を表明し、「利益 B 枠組みについて残っている問題を抱える少数の国・地域が、この歴史的な合意を実現するために、これらの問題を早急に解決できることを期待している」と述べている。

---

<sup>2</sup> 2024 年 2 月報告書において、税務執行能力が限定的な管轄区域（Low-capacity jurisdiction：以下「LCJ」）を対象として、取引相手国側は LCJ が適用した利益 B の SSA 結果を尊重するという政治的コミットメントを公表していた。2024 年 2 月報告書の公表時点における LCJ の定義は、世界銀行グループの分類に基づく低・中所得に該当する BEPS 包摂的枠組み国・地域（ただし、EU、OECD/G20 のメンバー国地域は除く）とされていた。その後包摂的枠組みは、2024 年 6 月 17 日に利益 B に係る追加ガイダンスを公表し、2024 年 3 月までに利益 B を適用する意向を表明した OECD/G20 に含まれる低・中所得の BEPS 包摂的枠組み国地域（アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、メキシコ、南アフリカ）を政治的コミットメントの対象国加えたことを反映して、LCJ を Covered Jurisdiction（政治的コミットメント対象国）と改称した。

### 3. デロイトトーマツのコメント

OECD は 2024 年 10 月の公表を目指して利益 B の簡素化・合理化アプローチを導入するかどうかの検討状況に係るサーベイを行っているとの情報があったものの、2025 年 1 月上旬となる現時点でも当該サーベイ結果は公表されていない。一方で、OECD は、利益 B を採用することを正式に確認した国・地域のリストを継続的に作成することを予定している。このリストは OECD のウェブサイトに掲載され、各国・地域が正式な発表を行うたびに定期的に更新される。

企業は、各国・地域による実施状況を継続的に監視し、それに応じて販売価格設定へのアプローチを調整する必要がある。各国・地域が利益 B を実施しないことを選択した場合、通常の独立企業間価格の評価やベンチマーク分析が必要になる。

利益 B 制度の SSA とプライシング自動化ツールは、価格設定の結果に焦点を当てているといえる。対象となる企業は、年度末の取引価格調整の必要性を最小限に抑えるために、ROS の信頼できる予測や、期中の ROS 推移のタイムリーなモニタリングとこれに基づく価格変更を含め、価格設定メカニズム全体にこの SSA をどのように活用するのかを検討する必要がある。

OECD によるファクトシート及びプライシング自動化ツールの公表と、米国における Notice の公表が、利益 B 制度の各国における導入検討状況の進展に影響を与える可能性は高いと考えられる。米国以外にも、2025 年 1 月から利益 B の SSA を導入する国・地域が出てくる可能性があるため、導入されると対応までの時間の猶予はあまりないといえる。

また、導入しない国においても、今後は利益 B の価格決定マトリクスにおける ROS が下限値（フロア）として機能し、取引単位営業利益法に基づくベンチマーク分析結果としての ROS に対する期待値が高まる可能性がある。各国当局は、自国にある利益 B 適用対象会社の利益率実績と価格決定マトリクスを比較し、自国税収の増減見通しを踏まえて、利益 B の導入・非導入を判断すると考えられる。

（佐伯 拓也、武田 健吾、徳岡 碧）

デロイトトーマツ税理士法人では、利益 B 制度対応のひとつとして利益 B 制度に関して、パッケージ化された「ハイレベルアセスメント」サービスをご案内しています。

利益 B 制度に関するご質問や対応に関するディスカッション、ハイレベルアセスメントサービスに関するご質問など、まずはお気軽にお問い合わせください。



デロイトトーマツが提供する「利益B」導入に向けた事前アセスメントのサポート

**デジタル課税 BEPS 2.0 第1の柱「利益B」  
対応のための移転価格管理**



過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan)

## 問い合わせ

### デロイト トーマツ 税理士法人

#### 東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3  
丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

#### 大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1  
淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000 (代)

#### 名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1  
JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533 (代)

email [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

令和 6 年度税制改正トピックス [www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform](http://www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド（"DTTL"）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して"デロイト ネットワーク"）のひとつまたは複数指します。DTTL（または"Deloitte Global"）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者らが被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301